

# 日中戦争期・戦後内戦期国民党政権の記念日 政策について

小野寺 史 郎

はじめに	183
I 日中戦争以前の国民党政権の記念日政策	184
II 日中戦争期国民党政権の記念日政策	190
III 戦後内戦期国民党政権の記念日政策	199
おわりに	204

## はじめに

---

筆者は前著の中で、国民革命期から1930年代初頭にかけての国民党政権の革命記念日体系の成立過程を明らかにした<sup>(1)</sup>。ただ、それ以降の国民党政権の記念日政策の展開については、断片的に論じたことはあるものの<sup>(2)</sup>、それ以上の検討は行ってこなかった。

近年、日中戦争期・戦後内戦期の国民党・共産党・傀儡政権それぞれの統治地域における記念日活動を総合的に論じた丸田孝志の研究<sup>(3)</sup>や、辛亥革命から現在に至る中華民国の国家記念日体系の変遷を通観した周俊宇の研究<sup>(4)</sup>が相継いで出版された。これらの研究からは非常に多くの示唆を得たが、その一つに、筆者が過去に論じた国民党政権の革命記念日体系の外にも、当時の中国社会には数多くの記念日が存在し、しかもそのうちのあるものは国民党政権の公式カレンダーである『国民暦』に採録され、政府機関による記念行事が行われていたということがある<sup>(5)</sup>。これらの記念日は国民党政権の記念日政策の中にどのように位置づけられていたのか。この問題を明らかにし、国民党政権の記念日政策の全体像を示す必要性を改めて感じた。

以上の問題意識に基づき、本稿は日中戦争期・戦後内戦期の国民党政権下における記念日活動を可能な限り総合的に把握し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

## I 日中戦争以前の国民党政権の記念日政策

### 1 革命記念日体系の確立

まず、1937年以前の国民党政権の記念日政策について整理しておきたい。

国民党は国民革命の過程で、清末以来の不平等条約、あるいは辛亥革命以来の党に関連する事件、死亡した党指導者の追悼などに関する多数の記念日を設け、宣伝や動員の機会として利用した。北伐後にそれらを体系的に整理した最初の規定が、1929年7月に公布された「革命記念日簡明表」と「革命記念日紀念式」である<sup>(6)</sup>（表1）。前者が国民党政権の革命記念日を一覧表にまとめたもの、後者はそれらの記念日の「史略」「儀式」「宣伝要点」を説明したものである。

しかしこの規定が国民革命期に国民党が行っていた記念活動をほぼ網羅した結果、年間の記念日が28日におよんだことに対しては、当初から煩雑であるという意見が多かった。そのため、一年後の1930年7月に「革命記念日簡明表」を修正したものと、「革命記念日紀念式」を改訂した「革命記念日史略及宣伝要点」が公布された<sup>(7)</sup>。これらの規定は革命記念日を「国定記念日」と「本党記念日」に分け、さらに大幅な統廃合によって合計18日にまで削減した（表1）。各記念儀式の開催方法に関する説明も整理され、例えば革命政府記念日・国民革命軍誓師記念日・総理誕辰記念日にはいずれも「全国で一律に旗を掲げて慶祝し、各地の党・政・軍・警の各機関、各団体・学校はいずれもそれぞれ集会を開いて記念し、また各地の高級党部は各界記念大会を開催する」こととされた。これ以後、儀式の開催方法に関する説明の修正や新設記念日の追加といった部分的な改訂は繰り返されるものの、国民党政権の革命記念日は基本的にこの「革命記念日簡明表」と「革命記念日史略及宣伝要点」に依拠して毎年挙行されていくことになる。

### 2 先師孔子誕辰記念日（8月27日）

しかし、国民党政権の下で実施された記念日には、この革命記念日の体系に収まらないものも存在した。その代表が先師孔子誕辰記念日である。

もともと国民革命期の国民党は孔子祭祀を否定していた。しかし1928年に湖南省主席魯滌平と湖南省政府委員何鍵が「〔陰曆8月27日の〕孔子誕日を記念日とし、全国で一律にしたがわせ、またこの日に記念式を挙げる時、孔子の言行・事蹟について講演する」ことを国民政府に要請した。検討を命じられた大学院・内政部は「孔子誕日を記念日とし、儀式を規定し、全国各学校に通達して一律にしたがわせる」べきと回答した。しかし、国民政府は「孔子誕日を記念日と定めることは行うべきだが、儀式を規定する必要はない」

と決定した<sup>(8)</sup>。その後、教育部（大学院から改組）が1929年6月に公布した「学校学年学期及休假期程」の中で陽暦8月27日を「孔子誕生紀念」とし、休日と定めたため<sup>(9)</sup>、国民政府は特に行事を行わず、教育部の規定によって学校だけが休日となる状態が続いた。

この状況が変化するのは4年後である。1934年5月の国民党中央執行委員会常務委員会に、蔣介石・戴季陶・汪兆銘・葉楚傖が「8月27日を先師孔子誕辰紀念日とする」ことを提案した。議論の結果、この日を「国定紀念日と定め、国民政府に交付して明令公布し、また宣伝委員会に交付して記念辦法を擬定させる」ことに決まった<sup>(10)</sup>。宣伝委員会が内政部・教育部と協議の上で起草し<sup>(11)</sup>、同年7月に国民政府から公布された「先師孔子誕辰紀念辦法」は、陽暦8月27日を「先師孔子誕辰紀念」とし、「この日は休假一日とし、全国各界は一律に旗を掲げて慶祝の意を示し、党・政・軍・警の各機関、各学校、各団体はそれぞれ集会を開いて記念し、また各地の高級行政機関はそれぞれ各界紀念大会を開催する」と定めた<sup>(12)</sup>。

先師孔子誕辰紀念日は革命紀念日と同様に毎年の『国民曆』に記載された。また「先師孔子誕辰紀念辦法」に定められた記念儀式的開催方法は前述の「革命紀念日簡明表」の国定紀念日に関するそれとほぼ同じである。したがって先師孔子誕辰紀念日が「革命紀念日簡明表」によって規定されなかったのは、ひとえにそれがいかなる意味でも革命紀念日とは言い難かったからに他ならない。このように、革命をひとまず終え、政権を維持する立場に回った国民党にとって、革命紀念日に包摂しにくい記念日をどのように位置づけるかということが問題となってくる。

### 3 革命紀念日に含まれない政府系紀念日

理由はそれぞれ異なるものの、この時期に政府機関が制定しながら1で述べた革命紀念日体系に組み込まれなかった記念日は先師孔子誕辰紀念日以外にも存在する。

#### ○禁煙紀念日（6月3日）

1929年6月3日、禁煙委員会主席張之江が「林先生則徐焚燬鴉片九十週年紀念」を開催、「林則徐紀念章」を頒布して全国で大規模なアヘン禁止運動を行うとともに、以後毎年この日を「禁煙紀念日」とすることを提案、国民政府がこれを採用し、公布した<sup>(13)</sup>。理由は不明だが、『国民曆』には1936年から1942年にかけての期間のみ記載されている。

#### ○航空紀念日（9月20日）

1929年、広東省執行委員会が、1923年に水雷操作中の事故で死亡した大本營航空局局

長楊仙逸の命日である陰暦8月10日を革命記念日とすることを提案した。これを受けて、国民政府は第51次國務會議で陽暦8月10日を「中国航空界之紀念」とすることを決めた<sup>(14)</sup>。しかし翌1930年、広東省執行委員会が、楊仙逸の死亡した日は陽暦では9月20日だったと訂正し、日付の変更を要請した。そのため国民政府は第63次國務會議で日付を9月20日に変更した<sup>(15)</sup>。さらに、軍政部からこの日を「航空紀念日」とし、追悼儀式を挙行するようにとの要請があったが、第76次國務會議は記念飛行と航空事業發展運動を行う日とすることに決定した<sup>(16)</sup>。『国民曆』には記載されていない。

#### ○九一八

満洲事変直後の1931年9月23日に浙江省杭県執行委員会が9月18日を「国難日」と定めることを要請したが、中央執行委員会常務委員会は「追って議論する」と決議したのみだった<sup>(17)</sup>。同年11月の第四次全国代表大会にも程天放・劉峙・何応欽らがこの日を「中華民國国難紀念日」に定めるという臨時動議を行ったが、やはり「国難紀念日問題は暫くは決定しない」とされた。翌1932年には中央執行委員会常務委員会が「九一八国難週年紀念辦法」を制定しており<sup>(18)</sup>、以後毎年この日に記念儀式が行われている。1933年にも、陸軍第一・二・三師の各特別党部が「九一八」を「国恥紀念日」とすることを中央に要請している<sup>(19)</sup>。しかし結局この日が「革命紀念日簡明表」や『国民曆』に採録されることはなく、恒久的な形で毎年の記念儀式の開催法を規定するというも行われなかった。

#### ○民族復興節（12月25日）

1936年12月、西安事件で監禁された蔣介石が解放されると、中国社会問題研究会・漢口記者公会・江蘇省党部などが、蔣が飛行機で洛陽に到着した12月25日を「民族復興節」とすることを中央に要請した<sup>(20)</sup>。以後、同じ日付である雲南起義紀念日と併催されている。ただ、正式に国民党・国民政府がこの記念日を法令の形式で規定したことは確認できず、『国民曆』にも記載は見られない<sup>(21)</sup>。

以上の他、1934年2月19日に新生活運動が開始されて以降、毎年同日にその周年記念行事が行われている<sup>(22)</sup>。しかしこれについては「～紀念日」と呼ばれることはなく、「革命紀念日簡明表」や『国民曆』にもやはり記載されていない。これは1939年3月12日に始まる国民精神総動員運動などについても同様である<sup>(23)</sup>。

#### 4 帰属集団系記念日

さらに、国民党政権の下で革命記念日に包摂しにくい記念日として浮上してくるのが、年齢・性別・職業といった特定の帰属集団を代表する日である。なお、これらの日は何らかの事件を記念することに主眼を置いたものではないためか、ほとんどの場合「(事件名)記念日」ではなく「(集団名・活動名)節」と呼ばれる。日付も、ややこじつけのような理由で選定される例が散見される。

##### ○児童節（4月4日）

1931年2月、上海の中華慈幼協済会の執行委員会が「東西各国で、児童事業に注意しないものはなく、様々な設備のほかに、児童節という言葉があり、国内各機関では、いずれもこの日に児童に関する様々な辦法について講演し、児童のために高尚な娯楽を計画する。……日本では3月3日を女童節とし、5月5日を男童節としているので、〔中国では〕4月4日を児童節と定め」、児童に関する事業の宣伝の機会とすることを決定し、国民政府に全国で一律に挙行するよう要請した<sup>(24)</sup>。内政部・教育部が協議した結果、児童節は挙行すべきだが、国民党中央が規定して記念方法を公布すべきかどうかは検討を要するとした。これに対し宣伝部は、「4月4日を児童節と規定することは行うべきだが、中央で以前に通過した革命記念日で、全国で一致して記念会を挙行しなければならないと規定したものは、全て革命と関係のある記念日であり、この児童節は、前項の革命記念日中には加えるべきでないように思われる」とした<sup>(25)</sup>。やはり統一規定が「革命記念日簡明表」であるがゆえに、革命と関連の薄い記念日をどのように位置づけるかをめぐり混乱が生じたことがうかがえる。このため、国民党中央ではなく、国民政府の下部機関である教育部が記念方法を決定することとなり、同年8月に「児童節紀念辦法」が公布された<sup>(26)</sup>。

なお、国民革命期の記念日の中にも、国際婦女節（3月8日）・国際労働節（5月1日）・学生運動記念日（5月4日）といった、特定の帰属集団に関するものは存在した。これらはいずれも前述の1930年の改訂の際に「革命記念日簡明表」からは削除されたが、国際婦女節・国際労働節およびこの児童節は以降の『国民暦』にも記載され、記念行事が開催されている。ただ5月4日については、1931年以降、『国民暦』の上で何らかの記念日と明記されることはなかった。この問題については後述の「青年節」の項で論じたい。

児童節が最初から社会団体の要請によって政府が規定したものだったのに対し、社会团体による要請から政府機関の認定まで時間がかかったものもある。

### ○教師節（6月6日→8月27日）

1931年6月、邵爽秋・謝循初ら南京・上海の教育関係者200人あまりが独自に6月6日を「教師節」と決定し集会を開いた。その目的は「教師の生活待遇を改善し、教師の地位の安定を保証し、教師の専門的な教養を増加させる」というものであった<sup>(27)</sup>。翌1932年には、南京市立昇平橋小学校長王芷湘らがこの教師節を政府から公布することを求めた<sup>(28)</sup>。また1934年には河南省教師節籌備会が6月6日の第三回教師節集会のために学校を休日とすることを省教育庁に求めたが、教育部は「教師節には何も明文の規定がない」としてこれを却下している<sup>(29)</sup>。

前述のように1934年には国民党政権による第一回の先師孔子誕辰記念日が開催された。そこで同年12月に教育部は中央執行委員会常務委員会に対し、「先師を記念する見地から、8月27日を教師節に改め、各校教師にこの日に休暇と集会を行わせ、記念に資する」ことを提案した。しかし、「教師節に改める必要はない」としてこの提案も却下された<sup>(30)</sup>。

結局、日中戦争開始後の1939年6月になって教育部が独自に先師孔子誕辰記念日を教師節とすることを決定し、「原有の六六教師節は、本年以降、再び挙行しない」とした<sup>(31)</sup>。以後、これにしたがって教師節の記念儀式は毎年8月27日に開催され、『国民暦』上でも先師孔子誕辰記念日に併記されるようになった。

この他、この時期に成立した特定の帰属集団の日には次のようなものが挙げられる。

### ○中医節（3月17日）

1929年2月に開かれた中央衛生委員会で「廃止旧医以掃除医事衛生之障碍案」が決議される<sup>(32)</sup>。これに反対して3月17日に上海で全国医薬団体代表大会が開かれ、その席で「三一七を中医薬学界大団結の記念日とする」ことが決まった<sup>(33)</sup>。翌1930年の同日には上海で各団体が記念大会を開いている<sup>(34)</sup>。国医節とも呼ばれた。

### ○記者節<sup>(35)</sup>（9月1日）

1932年7月、鎮江『江声日報』総編輯の劉焜生が「出版法」および「危害民国緊急治罪法」違反の嫌疑で江蘇省政府に逮捕され、翌1933年1月に処刑される事件が起こる。これに対し、各地の新聞記者公会や中国民権保障同盟を中心に全国的な抗議活動が起こり、最終的に9月1日に行政院が各行政機関に対し、新聞事業人員の保護を命じるに至る<sup>(36)</sup>。

翌1934年8月、杭州新聞記者公会第五届會員大会がこの9月1日を「記者節」とすることを決議、全国に通電を発した<sup>(37)</sup>。この年の9月1日には各地の記者公会が記者節慶祝大会を

開き、電報で中央に前年の命令の実行と、記者の安全および言論の自由の保障を求めた<sup>(38)</sup>。

ただ、中医節や記者節は国民党政権の政策に批判的な意図に基づくもののためか、何らかの形で政府機関が記念の方法を規定するという事は行われていない。

以上に見たように、この時期の帰属集団に関する記念日は、教師や医師、新聞記者といった一定の知識を持った社会層が、政府や一般社会に対して自己の主張を訴えるために設けたものという性格が強い。記念日制定の経緯から、これらの団体が自らの活動を政府に公認させようとし、また国民党政権の側も児童節や教師節のような記念日については記念儀式の内容を規定することでその統制と利用を図ったことがうかがえる。しかしこの両者についてはいずれも国民党中央あるいは国民政府ではなく、より下位の教育部の法令によって記念方法が規定されている。これは直接的にはやはり統一規定が「革命紀念日簡明表」だったことによるが、一方で国家レベルの記念日と各帰属集団の日との間に一定の線引きを図る政権側の意図があった可能性も考えられる。

## 5 伝統節日の陽暦化

もう一つ検討しなければならないのは、以上に述べてきた国民党政権下の各種記念日と、伝統的な節日との関係である。

革命記念日体系の整備と並行して、国民党政権は陰暦使用の禁止と陽暦使用の徹底を推進する政策を展開した。これは、伝統的な節日の一律禁止を意味した。

例えば1928年3月12日の「総理逝世三週年紀念大会」の際、国民政府は同時に「総理逝世紀念植樹式」を挙行したが、これを慣例とし、以後は清明植樹節を毎年陽暦3月12日の総理逝世紀念植樹式に改め、植樹節は廃止、清明節に各機関は通常業務を行うよう命じている<sup>(39)</sup>。

これに対し1930年2月、内政部・教育部は共同で以下のような意見を行政院に提出している。つまり、「革命紀念日簡明表」に定められた休日には革命宣伝をしなければならないので、従来の節日を全て廃した場合、国民の休息や娯楽の機会がなくなってしまう。そのため、陰暦の節日を陽暦の日付に改めて代替するというものである<sup>(40)</sup>。

国民政府文官処による検討の結果、陽暦の1月1日を「元旦」、1月15日を「上元」(旧元宵)、3月3日を「禳辰」(旧上巳)、5月5日を「重五」(旧端陽)、7月15日を「中元」、9月9日を「重九」(旧重陽)、12月8日を「臘八」とし、中秋は秋分に一番近い満月の日に行い、七夕は廃止することが決定された<sup>(41)</sup>。以後の『国民暦』にはこの陽暦の節日が記載されることになる。

制定理由として述べられているように、これらの節日は専ら国民の休息と娯楽を目的としたものであり、宣伝や動員の機会として利用することは想定されていない。ただ、国民党の革命記念日体系において1月1日は中華民国成立記念日、5月5日は革命政府記念日、9月9日は総理第一次起義記念日<sup>(42)</sup>であり、これらの重複する日についてはどのように処理するつもりだったのかは明らかでない。

なお、前述の先師孔子誕辰記念日成立の経緯にみえるように、1934年頃より国民党政権の下で伝統文化への否定的評価を取り消し、むしろそれらを国家統合に利用しようとする動きが強まる。たとえばその中で1935年3月には国民党が一度は廃止した清明を「民族掃墓節」として復活させることを決定し、この日に黄帝陵の祭祀を行っている<sup>(43)</sup>。ただ、この民族掃墓節が『国民暦』などに記載されることはなく、この時期の国民党政権の伝統節日の利用と陽暦推進政策の間にある種の緊張関係があったことをうかがわせる。

以上にみた日中戦争以前の国民党政権下の記念日について、概ね次のようにまとめることができるだろう。

1930年までに1革命記念日（国定記念日・本党記念日）体系がほぼ確定する。1934年に成立した2先師孔子誕辰記念日を加えた範囲が、党・政府が主体となって記念行事を行う狭義の国家記念日と言ってよいだろう。

さらにそれ以外にも3・4に挙げた記念日の一部は、『国民暦』に記載され、政府機関によって記念儀式的開催方法が規定されている。これらは広義の国家記念日と呼ぶことができる。これらの日が狭義の国家記念日に包摂されない理由は様々だが、児童節をめぐる議論で触れているように、統一規定が「革命記念日簡明表」であることが、それ以外の記念日の位置づけを困難にした一因であったことは間違いないだろう。

また一方で、一般社会における重要性や認知度の高さにもかかわらず、狭義の国家記念日としての位置づけを与えられなかった五四や九一八の問題がある。これらについては、後述するように政権の統制を超える、あるいは反党・反政府宣伝に利用される可能性のある記念日に対する警戒があったことが考えられる。

## II 日中戦争期国民党政権の記念日政策

### 1 革命記念日から国定記念日へ

日中戦争が本格化すると、戦時体制構築の過程で、既存の革命記念日体系の再編の必要性が強く認識されるようになる。

1937年7月時点の革命記念日は、1935年9月の中央執行委員会常務委員会で改訂され



た「革命記念日簡明表」および「革命記念日史略及宣伝要点」に規定された20の記念日に<sup>(44)</sup>、1937年3月に制定された、前年に死亡した胡漢民を追悼する「胡展堂先生逝世紀念日」を加えた合計21であった<sup>(45)</sup>。

上海・南京陥落後の1938年3月、国民政府は移転先の武漢で「各項記念日暫行合併挙行日期表」を公布する。これは、「毎年挙行しなければならない記念日の数が非常に多いので、目下の国難期間にあたっては、各記念日は暫定的に合併して挙行すべきである」として、特定の記念日に複数の記念行事を一括して行うことで、事実上記念日を削減することを定めたものである<sup>(46)</sup>。これによって従来の革命記念日に含まれていた孫文の事跡や国民党指導者の追悼などに関わる記念日が大幅に削減された（表1）。

これらの記念日は国難に際して重要性が低いと判断されたわけだが、この措置に対しては後に異論も噴出している。例えば1941年3月、中央執行委員会第8次全体会議に楊虎ら20人の委員が「肇和兵艦起義、意義重大、擬請決定単独紀念案」を提出、「各項記念日暫行合併挙行日期表」で雲南起義記念日と併催するものとされた肇和兵艦挙義記念日を元のように単独で開催することを主張し、大会を通過している<sup>(47)</sup>。同年4月の中央執行委員会常務委員会でもこの問題は論じられ、「その他の各種の性質の異なる革命記念日も、合併する必要はない」との決議を行っている<sup>(48)</sup>。歴史的な経緯によって形成されてきた革命記念日に対し、国民党中央がフリーハンドでそれらを改廃できるわけではなかったことがうかがえる。

とは言え、記念日体系のさらなる再編は不可避であった。これに関する議論は、直接的には、死後十数年を経た孫文の逝世記念日を今後も継続すべきか否か、という問題から始まった。

1939年3月、党務委員会が外交部に次のような問い合わせをしている。つまり、孫文や先烈を記念する際に、無期限に半旗の掲揚や娯楽の停止を続けるべきではないとする者が近ごろあるため、参考にするためにアメリカのワシントンの記念方法とソ連のレーニンの記念方法について教えて欲しい、というものである<sup>(49)</sup>。外交部が駐アメリカ大使館および駐ソ連大使館に問い合わせたところ、ソ連ではレーニンの死去の日（1月21日）には通常通り業務を行い、晩に記念会を開いてその一生の事跡を講演し、翌日を休日とするが、2日間黒い縁取りをした国旗を掲げる他に儀式は行わない、アメリカではワシントンの逝去の日（12月14日）には何の儀式も行わないが、その誕生日（2月22日）は政府が「国慶節」と定めており、休日であり、全国で記念儀式を行う、との回答があった<sup>(50)</sup>。

党務委員会から報告を受けた同年12月の中央執行委員会常務委員会は、他にも複数の記念辦法に改訂しなければならない点があるため、各部会と検討の後に再度決定すると

表1 国民党政権の記念日規定対照表

	事由	革命記念日簡明表 革命記念日記念式 1929/7/1	革命記念日簡明表 革命記念日史略及宣伝要点 1930/7/10	革命記念日簡明表 革命記念日史略及宣伝要点 1935/9/12	各項記念日暫行合併挙 行日 1938/3/1	国定記念日 革命記念日 1942/6/22
1/1	1912 中華民国成立	中華民国成立記念日	中華民国成立記念日	中華民国成立記念日	中華民国成立記念日	中華民国開国記念
3/8	1910 成立	国際婦女節				
3/12	1925 孫文死去	総理逝世記念日	総理逝世記念日	総理逝世記念日	総理逝世記念日	
3/18	1926 段祺瑞、デモに発砲	北平民衆革命記念日	北平民衆革命記念日	北平民衆革命記念日		
3/23	1922 鄧錕暗殺			鄧仲元先生殉国記念日	(3/29に挙行)	
3/29	1911/4/27 (陰暦3/29) 黄花岗蜂起失敗	七十二烈士殉国記念日	革命先烈記念日	革命先烈記念日	革命先烈記念日	革命先烈記念
4/12	1927 上海クーデタ	清党記念日	清党記念日	清党記念日		清党記念
4/18	1927 南京国民政府成立	国民政府建都南京記念日				
5/1	1890 成立	国際労働節				
5/3	1928 濟南事件	濟南惨案国恥記念日				
5/4	1919 五四運動	学生運動記念日				
5/5	1921 「正式政府」成立	総理就任非常総統記念日	革命政府記念日	革命政府記念日	革命政府記念日	革命政府記念
5/9	1915 二十一条要求受諾	二十一条国恥記念日	国恥記念日	国恥記念日	国恥記念日	
5/12	1936 胡漢民死去			(胡展堂先生逝世記念日)	(3/29に挙行)	
5/18	1916 陳其美暗殺	陳英士先生殉国記念日	陳英士先生殉国記念日	陳英士先生殉国記念日	(3/29に挙行)	
5/30	1925 五三〇事件	上海惨案国恥記念日				
6/16	1922 陳炯明クーデタ	総理広州蒙難記念日	総理広州蒙難記念日	総理広州蒙難記念日	(9/9に挙行)	総理広州蒙難記念
6/23	1925 英仏、デモに発砲	沙基惨案国恥記念日				
7/1	1925 国民政府成立	国民政府成立記念日				
7/9	1926 蔣介石、国民革命軍総司令就任	国民革命軍誓師記念日	国民革命軍誓師記念日	国民革命軍誓師記念日	国民革命軍誓師記念日	国民革命軍誓師記念
8/20	1925 廖仲愷暗殺	廖仲愷先生殉国記念日	廖仲愷先生殉国記念日	廖仲愷先生殉国記念日	(3/29に挙行)	
8/27	陰暦8/27 孔子誕生					孔子誕辰
8/29	1842 中英南京条約締結	南京和約国恥記念日				
9/7	1901 北京議定書締結	辛丑条約国恥記念日				
9/9	1895/10/26 (陰暦9/9) 広州蜂起未遂	総理第一次起義記念日	総理第一次起義記念日	総理第一次起義記念日	総理第一次起義記念日	総理第一次起義記念
9/21	1920 朱執信殺害	朱執信先生殉国記念日	朱執信先生殉国記念日	朱執信先生殉国記念日	(3/29に挙行)	
10/10	1911 武昌蜂起	国慶記念日	国慶記念日	国慶記念日	国慶記念日	国慶日
10/11	1896 孫文、ロンドン公使館監禁事件	総理倫敦蒙難記念日	総理倫敦蒙難記念日	総理倫敦蒙難記念日	(9/9に挙行)	
10/31	1916 黃興死去			黄克強先生逝世記念日	(3/29に挙行)	
11/12	1866 孫文誕生	総理誕辰記念日	総理誕辰記念日	総理誕辰記念日	総理誕辰記念日	国父誕辰
12/5	1915 陳其美、反袁蜂起失敗	肇和兵艦挙義記念日	肇和兵艦挙義記念日	肇和兵艦挙義記念日	(12/25に挙行)	肇和兵艦挙義記念
12/25	1915 雲南護国軍蜂起	雲南起義記念日	雲南起義記念日	雲南起義記念日	雲南起義記念日	

注1 太字は休日、斜体は本党記念日（「革命記念日日期表」で革命記念日と改称）。

注2 胡展堂先生逝世記念日は1937年4月1日制定。

注3 国恥記念日は1940年5月2日に抗戦建国記念日（7月7日）に合併。

注4 肇和兵艦挙義記念日は1941年4月16日に回復。雲南起義記念日は1944年12月11日に回復。

した<sup>(51)</sup>。

この後、各部会および常務委員から提出された様々な意見をとりまとめ、さらに党務委員会の審議修正を経た「改訂各項記念日期一覧及辦法草案」が1940年10月の中央執行委員会常務委員会に提出された。この草案は、年間の記念日を「中華民国成立紀念日」（1月1日）・「国父逝世紀念日」（3月12日、総理逝世紀念日を改称、非休日）・「革命紀念日」（3月29日、革命先烈紀念日を改称）・「抗戰建国紀念日」（7月7日、後述）・「革命政府成立紀念日」（5月5日、革命政府紀念日を改称、非休日）・「文化紀念日」（8月27日、先師孔子誕辰紀念日を改称）・「国慶紀念日」（10月10日）・「国父誕辰」（11月12日、総理誕辰紀念日を改称）の8日（うち休日6日）にまで削減し、他の記念日は全てこれらの日に合併して挙行する、というものであった。検討の結果、この草案は秘書処に交付し、各委員の意見を総合して再度整理を行うこととなった<sup>(52)</sup>。

翌1942年1月の中央執行委員会常務委員会にこの整理の結果が提出されたが、さらに、総理逝世紀念日については孫科から「総理紀念日は2日ある必要はない」との意見が、抗戰建国紀念日については李文範から「七七は盧溝橋で戦争が始まった日に過ぎず、不要であるように思われる。抗戰勝利後を待って、別に記念日を定めるのがよい」との意見が出され、削除することとなった<sup>(53)</sup>。その結果、最終的に「中華民国開国紀念」・「革命先烈紀念」・「孔子誕辰」・「国慶日」・「国父誕辰」の5日を「国定紀念日」と定め、それ以外の党の記念日と挙行辦法については秘書処が別に検討することが決まった<sup>(54)</sup>。

秘書処が作成した党の記念日の案は同年3月の中央執行委員会常務委員会に提出された。「甲表」は、「興中会以来、各時期ごとに重要な革命紀念日の一つ選んで、党の記念日と定め、この日に同時期の党史について講演し、黨員に本党の全歴史を理解させる」という陳果夫の意見に基づき、「総理第一次起義紀念」（9月9日）・「雲南起義紀念」（12月25日）・「国民革命軍誓師紀念」（7月9日）の3日のみを党の記念日とし、「国定紀念日」と区別するために「革命紀念日」と呼称するという案。「乙表」はやはり陳果夫の意見に基づき、「既存の各記念日のうち、各先烈逝世紀念は、総理逝世紀念に倣って取り消し、「五九」・「七七」・「三一八」は現在既に意味を失ったのでいずれも取り消し、その他はすべて党の記念日とし（合計8日）、施行の5年10年後、あるいは党史が正式に頒行された後、再度斟酌して合併する」という案である。この2案のうちどちらを選ぶか決定するため、「国定紀念日紀念辦法」案と合わせて、孫科・戴季陶・陳果夫が審査を行うこととなった<sup>(55)</sup>。

この審査の結果が同年6月の中央執行委員会常務委員会で報告され、最終的に前述の「乙表」からさらに「総理倫敦蒙難紀念」（10月11日）と「雲南起義紀念」（12月25日）を削除し、「総理第一次起義紀念」（9月9日）・「肇和兵艦挙義紀念」（12月5日）・「清党紀念」（4

月12日)・「国民革命軍誓師紀念」(7月9日)・「革命政府紀念」(5月5日)・「総理広州蒙難紀念」(6月16日)の6日を「革命紀念日」とすることが決まった。そして決定済みの国定紀念日と合わせて、以上の名称・日付と記念の方法を定めた「国定紀念日日期表(附紀念辦法)」および「革命紀念日日期表(附紀念辦法)」が制定され、同年7月に国民政府から公布された(表1)。また、「九一八」・「七七」は、国定紀念日・革命紀念日としては規定せず、別に臨時紀念辦法を制定することとした。なおこの決定に伴い、既存の「革命紀念日簡明表」「革命紀念日史略及宣伝要点」「各項紀念日暫行帰併挙行日期表」は全て廃止された<sup>(56)</sup>。

「国定紀念日日期表」および「革命紀念日日期表」は結果的に「各項紀念日暫行帰併挙行日期表」による紀念日の削減をほぼそのまま固定化した。また、革命紀念日の下に国定紀念日と本党紀念日があった従来の体系を改変し、国定紀念日と革命紀念日の二系統とした。これによって従来の革命紀念日体系には含まれなかった孔子誕辰が包摂されることになった。また、総理誕辰・孔子誕辰の名称から「紀念日」が外れるなど、若干の変更が加えられた。一方で抗戦建国紀念日を含む新設紀念日はやはりいずれも採録されなかった。

政権獲得後も国民党が革命政党をもって自任していたことは間違いない。しかし日中戦争という非常事態の下、辛亥革命から国民革命にかけての事件が大半を占める革命紀念日が現実の国家運営への補助にあまり有用ではないことが露呈した。革命紀念日から国定紀念日へという紀念日体系の改編はこのことを示すものと思われる。

一方で、この際に削除された雲南起義紀念日について、1944年に雲南省参議会が再び紀念日とすることを提案し、同年12月の中央執行委員会常務委員会を通過しており<sup>(57)</sup>、特定の紀念日の削除に対する抵抗が依然として党内に存在したことも確認できる。

## 2 日中戦争期の政府系新設紀念日

ただ、以上のような革命紀念日の削減は、国民党が紀念日という手法を宣伝や動員の契機として重視しなくなったということの意味するものではない。むしろ日中戦争期に国民党政権は数多くの紀念日を新設している。

### ○抗戦建国紀念日(7月7日)

1938年6月、宣伝部の要請を受け、中央執行委員会常務委員会は7月7日を「抗戦建国紀念日」と定め、国定紀念日とし、『国民曆』に加えることを決定、国民政府より公布された<sup>(58)</sup>。また1940年5月には、中央執行委員会常務委員会が「5月9日の国恥紀念は7月7日の抗戦建国紀念に合併して挙行する」ことを決定している<sup>(59)</sup>。

ただし前述のように1942年の「国定記念日日期表」および「革命記念日日期表」には採録されず、「九一八」とともに別途臨時記念辦法で儀式内容を規定し、抗戦期間には各地の党・政・軍・警機関、団体、学校がそれぞれ集会を開いて記念し、また各地の高級党部は連合記念大会を開き、陣亡および出征将士の家族と荣誉軍人を慰問するとした<sup>(60)</sup>。

○中国空軍日（8月14日）

1939年8月、越南南圻華僑救国総会が、推行購機運動を提唱し抗戦の力量を増厚するため、8月13日を「中国空軍日」とすることを国民政府に提案した<sup>(61)</sup>。この日付は、1937年の第二次上海事変の際にはじめて日本軍機を撃墜したことを記念したものである。航空委員会が検討した結果、8月14日を中国空軍日とし、既存の「航空節」（9月20日）および「航空先烈紀念節」（3月29日）は正式に廃止することを提案、同年10月に国民政府から公布され<sup>(62)</sup>、『国民曆』にも記載された。

○防空節（11月21日）

1940年、防空監部の黄鎮球が、日中戦争開始以来の空襲による損害の大きさに鑑み、防空建設の宣伝と訓練を行う日を設けることを航空委員会に提案した。具体的には、1934年11月21日に首都南京で第一次防空大演習を行ったことから、この日を「防空節」とするというものである。軍事委員会はこれを採用することを決定、同年7月に国民政府から公布された。『国民曆』などには記載されていない<sup>(63)</sup>。

○主計節（4月1日）

1931年4月1日の国民政府主計処成立を記念して、1941年2月に開かれた第一次全国主計会議で決定された<sup>(64)</sup>。『国民曆』などには記載されていない。

○直接税節（7月1日）

1941年7月1日、財政部直接税処が成立5周年を記念し、同処および重慶分局の職員を集めて記念会を開いた<sup>(65)</sup>。やはり『国民曆』には記載されていない。

○連合国日（6月14日）

1942年、アメリカが自国の「国旗節」（Flag Day、6月14日）を「連合国節」（United Nations Day）とし、中国にも同様の決定をするよう要望してきたのを受けて、外交部部長宋子文が国防最高委員会に提案した。国防最高委員会第84次常務会議はこの案を決議し、

同年6月14日を「連合国日」とすることを決定、中央および各省市政府は一律に連合国国旗を掲げ、団結友好の意を示すとした。これを受けて、国民政府から全国に公布され<sup>(66)</sup>、『国民暦』にも記載された。

#### ○兵役節（3月1日）

1943年の新兵役法頒布の日を記念して、1944年に軍政部が決定した<sup>(67)</sup>。『国民暦』などには記載されていない。

従来革命記念日が、国民党の革命の歴史を国民に示すことで政権の正統性を担保することを目的としていたのに対し、これらの記念日はいずれも抗戦に必要な具体的な施策の推進補助を意図したものである。革命記念日の削減とこの種の記念日の増加は、国民党政権の記念日政策の重点の変化を明確に示すものと言える。

### 3 日中戦争期の帰属集団系新設記念日

日中戦争中にも、政府外の団体が提起し挙行した記念日は数多く存在する。

#### ○童軍節（3月15日→3月5日）

1926年3月5日に国民党中央執行委員会を「創辦中国国民党童子軍案」が通過したことを記念したものである<sup>(68)</sup>。ただ、1936年の第一回童軍節は3月15日に挙行され、各地で童子軍による慶祝典礼が開かれた<sup>(69)</sup>。これ以後も毎年3月15日に記念行事が行われ続けていたが、1942年以降は3月5日に改められた<sup>(70)</sup>。1942年11月に内政部・社会部・教育部が「いずれも重要な意義があり、すでに社会の共通認識ともなっている」として童軍節・音楽節・工程師節の認可を求め<sup>(71)</sup>、行政院は1943年1月11日の仁陸字第769号指令でこれを許可した。

#### ○戯劇節（10月10日→2月15日）

1938年、中華全国戯劇界抗敵協会が同年の10月10日を第一回戯劇節とすることを決定し、各地で公演を行った<sup>(72)</sup>。1944年以降は2月15日に挙行されている<sup>(73)</sup>。

#### ○青年節（5月4日→3月29日）

前述のように、1930年に「革命記念日簡明表」から削除された後も、五四運動を記念する行事は学生団体などによって続けられていた。

1939年4月、三民主義青年団中央団部が、毎年5月4日を「青年節」とし、記念辦法を制定することを中央に求めた<sup>(74)</sup>。実際に同年からこの日に各地で三民主義青年団は記念行事を挙行している。

しかし1942年4月、「中央各機関は「五四」は歴史的な意義の上では甚だ重大ではあるものの、法定記念日ではなく、まして青年節ではないので、特に各省市に、本年は記念会を挙行してはならないと電文を送った」という<sup>(75)</sup>。そのため、翌1943年3月に開かれた三民主義青年団第一次全国代表大会で3月29日・5月4日・7月9日の三案を提示、団長である蒋介石が3月29日を青年節とすることを決定し、記念辦法については審議中とのことだった<sup>(76)</sup>。しかしさらに一年後の1944年3月に三民主義青年団中央幹事会が国民政府から青年節を公布することを求めたのに対し、中央執行委員会常務委員会は「3月29日を青年節とすることは許可するが、政府から公布する必要はない」「青年節は革命先烈の記念を第一の演目とする」と決定し<sup>(77)</sup>、『国民暦』でも革命先烈記念に併記された。

周俊宇は国民党政権が五四運動の記念に消極的であった理由として、国民党の統治理念の保守化と五四運動の伝統批判がかみ合わなかったことを挙げている<sup>(78)</sup>。ただ、中央執行委員会常務委員会は日付にかかわらず青年節の公認自体に消極的であったようにも見える。また、やはり周も指摘するように、共産党は日中戦争以前から5月4日を青年節として重視してきたという経緯があり、それに対する国民党側の警戒があったことも考えられる。

#### ○美術節（9月9日→3月25日）

1940年5月に重慶で開かれた中華全国美術会第一屆年会で9月9日を「美術節」とすることを決定した<sup>(79)</sup>。1944年以降は3月25日に挙行されている<sup>(80)</sup>。

#### ○詩人節（陰暦5月5日）

1940年の端節に重慶で開かれた全国文藝界抗敵協會が、屈原を記念して陰暦5月5日を「詩人節」とすることを決定。翌1941年5月30日の第一回詩人節には、中国留法比瑞同学会で夜会が開かれ、講演や詩の朗読、合唱が行われた<sup>(81)</sup>。『国民暦』には記載されていない。

#### ○体育節（9月9日）

1940年10月、重慶で開かれた全国国民体育會議が9月9日を「全国国民体育節」と定め、崇高な体育の風気を養成することを教育部に求めた<sup>(82)</sup>。教育部は1942年6月、「重九の習俗を利用し、国家の大法〔1941年9月9日公布の国民体育法〕を推進するため、また国民体育を実施し、国父の首次起義を記念する見地から」、9月9日を「体育節」とすることを

決定。「体育節挙行辦法要点」を制定し、各地の教育行政機関は学校・機関・団体などとともに体育活動および宣伝を行うとした<sup>(83)</sup>。

#### ○工程師節（6月6日）

1940年12月、成都で開かれた中国工程師学会第九屆年会で6月6日の大禹誕辰を「工程師節」とすることを決定した。前述のように童軍節・音楽節とともに1942年11月に内政部・社会部・教育部が提案し、1943年1月に行政院の認可を得た。同年に「六六」工程師節要点」が制定・公布され、記念会・工業展覽会の開催、工程師の育成奨励事業、各地への通電などを行うことを定めた<sup>(84)</sup>。

#### ○農民節<sup>(85)</sup>（2月5日→立春）

1941年3月、重慶で開かれた第一次全国農林行政會議で長時間の議論がなされ、「劉運籌は11月11日を農民節と定めることを主張した。十一という二字を合わせると土の字になり、土地は農民生活の基礎だからである。羅敦偉らは廢曆立春日を農民節と定めることを主張した。最後に通過した折衷案は2月5日で、この日は毎年立春節前後にあたるが、廢曆節日の名称に触れる必要はない」として、政府に毎年2月5日を「農民節」として宣布することを求めた<sup>(86)</sup>。これを受けて行政院が2月5日を農民節として公布、翌1942年には巴県新店子で農林部主催の第一次農民節記念大会が3日間にわたって開催され、「耕牛比賽」や農業展覽が行われた<sup>(87)</sup>。

また1944年9月には、糧食部が11月16日を「報功節」とすることを提案し、中央執行委員会常務委員会で検討した結果、「農民節と合併して挙行し、農民節は毎年立春日に挙行する」と決定した<sup>(88)</sup>。このため、農民節は「2月5日」ではなく「立春日」に変更され、翌1945年の農民節は同年の立春である2月4日に行われた<sup>(89)</sup>。これは、前述した国民党の徹底した陽曆推進政策に一定の轉換があったことをうかがわせる事例とも言える。

#### ○音楽節<sup>(90)</sup>（4月5日）

1941年4月14日、教育部音楽教育委員会第六次全体委員會議で、音楽教育を推進するため黄帝誕辰である4月5日を「音楽節」とすることを決議した。前述のように童軍節・工程師節とともに1942年11月に内政部・社会部・教育部が提案し、1943年1月に行政院の認可を得た。1943年の音楽節には、教育部中華交響樂團が重慶の銀行界進修社および嘉陵賓館で音楽会を開催している<sup>(91)</sup>。



○文藝節（5月4日）

1944年に開かれた中華全国文藝界抗敵協会第六届年会で5月4日を「文藝節」とすることを決定。翌1945年5月4日には文協成立七周年年会と第一回文藝節が文化会堂で併催され、講演では五四運動を記念する意義が強調された<sup>(92)</sup>。文協の機関誌である『抗戦文藝』も「文協成立七週年并慶祝第一届文藝節紀念特刊」を刊行している<sup>(93)</sup>。ただし『国民暦』などには記載されていない。

戦時の大後方では、各界の抗敵協会などの様々な文化団体が活発に活動を展開していた。ただ戦前の相対的に政府から独立した社会団体とは異なり、これらにはそもそも国民党の指導の下に組織されたものも多かった。そのためか、これらの記念日の多くについて内政部・社会部・教育部などが記念辦法を制定しており、『国民暦』にも記載された。ただ、文協が特に共産党の影響力の強い団体だったこともあってか、陰暦で定められた詩人節と5月4日の文藝節はそこから除外されている。

### Ⅲ 戦後内戦期国民党政権の記念日政策

#### 1 戦後内戦期の政府系新設記念日

1945年の日中戦争終結後に問題となったのは、戦中に新設された臨時性の強い記念日や、個別具体的な施策の補助を目的とした記念日（しかもその多くは政府機関が法令で規定した）の多くをどのように処理するかということであった。したがってこの時期の国民党政権が新規に制定した記念日は非常に限られている。

○抗戦勝利記念日（9月3日）

1946年4月、中央執行委員会常務委員会は、宣伝部の要請により、「九一八」・「七七」の記念儀式挙行を停止し、「敵人簽定降書之日」である9月3日を「勝利記念日」と定め、国定記念日に加え、この日に忠烈の祭祀を行うことを決定した<sup>(94)</sup>。1948年9月には、正式に「国定紀念日日期表」に「抗戦勝利紀念」を加える修正がなされており<sup>(95)</sup>、『国民暦』にも採録された。

なお、夙に指摘されるように、日本が降伏文書に調印したのは1945年9月2日であり、9月3日ではない<sup>(96)</sup>。実は国民党政権もかなり早い段階でこのことに気づいていた。1947年4月、外交部專員の沈黙から中央執行委員会常務委員会に「去年の9月3日はわが国が抗戦勝利慶祝を挙行した日であり、日本が降伏文書に調印したのは9月2日で、9月3日で

はない。貴会の一時的な誤りであろうから、速やかに改正することを請う」という指摘が寄せられた。中央執行委員会常務委員会は9月3日と決めた宣伝部に問い合わせたが、宣伝部の回答は「東京で降伏文書に調印した日は確かに9月2日で、降伏文書に署名した日に決めるのであれば「九二」を勝利記念にすべきである。しかし降伏文書への調印は軍事的な過程であり、正式に公布した日を基準とするのであれば、国民政府が明文で9月3日を抗戦終結の日と決めたので、原案を維持するのも法的な根拠がある」というもので、中央執行委員会常務委員会もこの説明にしたがって沈黙に返信している<sup>(97)</sup>。結果として、その後の紆余曲折を経つても、抗戦勝利記念日は中華民国・中華人民共和国の双方で9月3日のまま現在に至っている<sup>(98)</sup>。この宣伝部の説明は、既に下された決定を覆すのを嫌ってこじつけたという感も強いが、一方で中華民国の抗戦勝利記念日も、外交的・法的な決定や手続きがなされた日ではなく、国内への公布の日をもって戦争終結の記念日としたと考えると、それが日本の終戦記念日と極めて近い性格をもつものだったことがわかる。国家記念日というものが、本質的に内向きの性質をもつことを示す事例とも言えるだろう。

#### ○陸軍節（7月7日）

前述のように、1946年以降、7月7日の記念行事は停止することとなった。しかし翌1947年7月、国防部部长白崇禧が、建軍戡乱に際し、全軍将兵を激励し、民族の精神を強化するため、各国の例に倣って「陸軍節日」を規定する必要があるとし、7月7日の盧溝橋事件の日をあらためて「陸軍記念節日」とすることを蔣介石に提案した<sup>(99)</sup>。7月9日（国民革命軍誓師記念日）が陸軍記念日ではないのか、といった議論もあったが、最終的に原案が採用され、9月に国民政府から公布された<sup>(100)</sup>。

#### ○連合国日（10月24日）

1947年に国連総会が10月24日を「連合国日」(United Nations Day) と定めたことを受け、中国でも同日を国定記念日とすることを外交部が提案。1948年10月に総統府（国民政府から改組）から公布し、「全国に通令し、連合国旗および国旗を掲げて慶祝し、記念の意を示す」と定めた<sup>(101)</sup>。

## 2 戦後内戦期の帰属集団系新設記念日

これに対し、戦後の記念日問題を特徴づけるのは、新たに成立した様々な社会団体が独自に設定した膨大な数の帰属集団系記念日である。その全容を明らかにするのは困難なため、以下では概要が確認できたものについてだけ簡単に紹介する。

○父親節（8月8日）

1945年、日本占領下の上海で顔惠慶・袁希濂・史致富・梅蘭芳ら各界の指導者10人が発起して挙行了た。発起の理由は、第一次世界大戦後にアメリカで母親節がつけられたが、母親節があつて父親節がないのはおかしい。そこで第二次世界大戦の終結に際して、父親節の制定を発起する。8月8日にするのは、「八八と続けて綴れば形が父の字と同じであり、音も爸爸の二字に近いから」であり、子女は母親節と同様に紅白の花を用いて記念する、というものであつた。翌年には、潘公展・李石曾・杜月笙・呉稚暉ら10人が上海市社会局を通じて、中央で規定して全国で一律に挙行することを求めている<sup>(102)</sup>。しかし行政院は「わが国は節名が多すぎるので、以後は統合して処理すべきである」としてこれを却下した<sup>(103)</sup>。

○海員節（12月5日）

1945年の肇和兵艦挙義記念日に、上海市貴州路の湖社を会場として中華海員工会が第一屆海員節の慶祝大会を開催した<sup>(104)</sup>。

○台湾省光復記念日（10月25日）

台湾では1945年10月25日に日本軍の降伏式典が行われた。台湾を接収した国民党政権が設置した台湾省行政長官公署教育処は、同年12月に「台湾省各級学校学年学期假期劃一辦法」を制定し、「各級学校の国定記念日の放假および挙行記念辦法に関しては、別に中央の規定に依拠して処理する」、「各校原有の本校記念日は、一律に廢止し、別に10月25日の本省光復日を各校共同の記念日とし、放假一日とする」と定めた<sup>(105)</sup>。

翌1946年の10月25日が近づくと、台湾省行政長官公署はさらに「10月25日は本省光復記念日なので、本省の各機關、各学校は一律に休假一日とし、慶祝に資する」ことを命じた<sup>(106)</sup>。当日は台北で台湾省光復記念大会が行われ、蔣介石が出席した<sup>(107)</sup>。ただしこの日はあくまで「地方性節日」とされ、中央の法規で規定されることはなかつた<sup>(108)</sup>。

○商人節（11月1日）

1946年11月1日、南京で全国商会連合会成立大会が開かれ、同日を「商人節」とすることを決議した<sup>(109)</sup>。

○工業節（11月11日）

1946年11月9日から11日まで南京で工業協会が第一次全国代表大会を開催、11月11日

を「中国工業節」に定めることを政府に求めた<sup>(110)</sup>。翌1947年には実際に第一回工業節が開催されている<sup>(111)</sup>。

○司法節（1月11日）

1947年に司法院が南京の司法界人士を集めて記念儀式を行った。1943年1月11日の英米との条約改正と、居正の司法院着任の日を記念したという<sup>(112)</sup>。

○郵政節（3月20日）

1896年3月20日の郵政事業開始を記念して、1947年に交通部が同日を「中国郵政節」と定めた。ただ、同日夜に郵政総局局長がラジオで講演した以外に儀式や行事は行われていない<sup>(113)</sup>。

○漁民節（4月15日）

1947年4月15日、上海で結成された各省市漁連会代表会が同日を「漁民節」とすることを政府に求める決定を行った<sup>(114)</sup>。

○航海節（7月3日）

1947年7月3日、上海で開催された全国輪船業公会連合会が同日を「航海節」とすることを政府に求める決定を行った<sup>(115)</sup>。

○電信記念日（12月28日）

1881年12月28日の天津・上海間開通を記念して、1947年に交通部が同日を「電信記念日」とし、各地の通信機関が業務点検をする日と定めた<sup>(116)</sup>。

○戦車兵節（3月3日）

1944年のビルマ派遣軍のワローブム（Walawbum、瓦魯班）での戦勝を記念したもので、1948年に第一回戦車兵節が挙行政され、徐州の戦車第一団と北京の戦車第三団が慶祝会を開いた<sup>(117)</sup>。なお、1949年には「装甲兵司令部成立一週年記念日」として3月1日に上海で「陸軍装甲兵節」が開催されている<sup>(118)</sup>。

○医師節（11月12日）

1943年5月、重慶で開かれた中華医学会第六屆大会で11月12日の国父誕辰を「医師節」

とすることを決定、社会部を通じて中央に認可を求めたが、「抗戦時期には記念節が多過ぎる」として却下された。戦後、社会部から「医師節を記念する日付は独自に決定してよく、法令で規定することを要請する必要はない」との指令を受け、1948年に第一回医師節が挙行された<sup>(119)</sup>。

以上の他、衛生節 (World Health Day、4月7日)・母親節 (Mother's Day、5月第二日曜日)・護士節 (International Nurses Day、5月12日)・国際合作節 (International Co-operative Day、7月第一土曜日)・人権節 (Human Rights Day、12月10日) といった国際的な記念日が戦中から戦後にかけて挙行されていることも確認できる。

戦後、国民党政権の統治下に戻った上海・南京を中心に様々な業種団体が成立し、その業種の記念日を作って政府に公認を求めることが一種の流行となったようである。しかしこれらについてはいずれも何らかの形で政府機関が記念辦法を公布したり、『国民暦』に採録したりということとはなされなかった。父親節や医師節成立の経緯にも見えるように、これら増え続ける一方の帰属集団系記念日は、明らかに国民党政権が把握し管理し得る範囲を超えていた。

### 3 国民党政権の記念日政策の帰結

国民党政権が共産党との内戦に敗れ、台湾に渡った後も、その下で記念日は作られ続けた。1951年にできた「憲兵節」(12月12日)<sup>(120)</sup> や、1952年にできた「華僑節」(10月21日)<sup>(121)</sup> などである。しかし、国民党政権の記念日政策はここで一つの区切りを迎えることになる。

1952年、政府は「各界は記念日ごとに必ず慶祝儀式を挙行し、その方式は往々にして一旦出来上がってしまうと以後そのまま、いたずらに人力財力を費やす」として内政部に関連部門と対応を検討させた。そこで非国定記念日を含む実に84に上る記念日について繰り返し検討を加え、「記念日(或節日)分類表」が作成された。これは「甲類国定記念日」として「開国記念」(1月1日)・「革命先烈記念」(3月29日、青年節を併催)・「孔子誕辰記念」(8月27日、教師節を併催)・「国慶記念」(10月10日)・「国父誕辰記念」(11月12日)の5日を定めた。また「乙類其他記念日(或節日)」は、(一) 全国性あるいは国際性のものとして新生活運動記念・国父逝世記念(植樹節を併催)・民族掃墓節・衛生節・労働節・禁煙記念・勝利記念日・連合国記念日・民族復興記念の9日を、(二) ある一業種あるいは一部の人に属するものとして農民節・戯劇節・童子軍節・婦女節・美術節・広播節・児童節・音楽節・護士節・工程師節・合作節・陸軍節・空軍節・記者節・体育節・華僑節の16日を挙げた。そして、残る医師節・中医節・防空節・憲兵節・母親節・郵政節・

主計節・電信節・兵役節・装甲兵節・司法節・人権節・平等新約記念・淞滬抗戦記念・国民精神総動員記念・国民政府奠都南京記念・還都記念・直接税節・抗戦建国記念・父親節・全面抗戦記念・瀋陽事変記念・商人節などは記念を停止するとした。

これをうけて1953年7月、第七届中央執行委員会常務委員会第49次会議は（一）甲類については内政部の提案の通りとし、（二）乙類は「民族掃墓節」（清明）、「労働節」（5月1日）、「勝利記念」（9月3日）、「連合国日」（10月24日）についてのみ政府が記念の方法を定め、（三）その他の記念日は各業種ごとに独自に記念を行い、政府は規定をしない、と決定した<sup>(122)</sup>。

甲類の五つの国定記念日は1942年の「国定記念日日期表」から変化がないが、（二）に挙がった四つの記念日からは、従来の革命記念日としての性格は完全に失われている。

また、過去の国民党政権の如何なる規定よりも記念日の数が少ない点も指摘すべきだろう。もちろんこれ以後も国民党政権の下で記念日の新設や統廃合は繰り返されていく。しかしこの段階で、党・政府が社会のあらゆる記念日を一元的に把握・管理することについては、ひとまず断念したものとみてよいだろう。

## お わ り に

---

以上に見てきた国民党・国民政府の各種記念日の階層構造を簡単にまとめると、次のようになるだろう。

- 1 「革命記念日簡明表」などに規定された、党・政府が主催して記念儀式を行う日。
- 2 社会団体などが政府に全国に公布することを要請し、社会部・教育部・内政部などが記念儀式の方法を規定した日。
- 3 社会団体などが独自に記念儀式を行っているものの、党・政府は直接関与しない日。

南京国民政府は国民革命期の革命記念日を「革命記念日簡明表」にまとめ、党の革命の事績を称揚し、先烈を追悼することで、政権の正当性を国民に示そうとした。しかし一方で次第に、先師孔子誕辰記念日に代表される、革命記念日に包摂しにくい国家記念日や、婦女節・労働節・児童節・教師節といった特定の帰属集団の日について、教育部などが儀式の挙行方法を公布し、『国民暦』にも採録されるようになる。そのため、これらを国家の記念日体系の中にどう位置づけるかという問題が生じた。

日中戦争がはじまると、具体的な政府の施策の推進を目的とした記念日や、各界の抗敵

協会などの社会団体の日が抗戦遂行のために多数制定され、国民革命以前の事件に関する記念日の重要性は相対的に低下した。そのため、国家記念日が「国定記念日日期表」「革命記念日日期表」の二系統に再編され、革命記念日が大幅に削減される反面、(共産党の影響が強いと考えられる青年節・詩人節・文藝節を除く)多くの帰属集団系記念日について内政部・社会部・教育部などが記念辦法を制定し、『国民暦』にも採録された。

このように、国民党政権は上記の3を選択的に2に取り込み、公認を与えると同時に統制・利用することを基本方針としていたと考えられる。しかし戦後内戦期には、社会団体(とその記念日公認の要請)の急激な増加により、全ての帰属集団系記念日を政府が一元的に把握することは著しく困難になる。さらにその後の遷台によって国民党政権が従前の大陸社会と実質的に切り離されたことも加わり、2のレベルはひとまず放棄され、党・政府が主催する狭義の国家記念日たる1と、党・政府がほぼ関与しない3が残ることとなった、と結論づけることができるだろう。

なお、本稿は政権の記念日政策の側に焦点を当てたため、実際の社会においてこれらの記念日がどのように位置づけられていたのかについては論じていない。政権の側で体系的に定めた記念日とは別に、北京政府期・国民革命期の記念日など、ある時点で政権は廃止を宣言したもののその後も運動や教育の場などで必要に応じて存続した記念日もあった。また、伝統的な節日や、同時期の国民党統治地域外における記念活動の問題もある。国民党政権の記念日政策とこれらがどのような関係にあったのかについても、別途検討が必要だろう。

## 註

- (1) 小野寺史郎『国旗・国歌・国慶——ナショナリズムとシンボルの中国近代史』東京大学出版会、2011年、第9章「暦上の革命」。
- (2) 小野寺史郎「抗戦期・内戦期における国民党政権の国民統合政策——政治シンボルと政治儀式の再編をめぐって」『2005年度財団法人交流協会日台交流センター日台研究支援事業報告書』財団法人交流協会、2005年9月、前掲小野寺史郎『国旗・国歌・国慶』終章第2節「戦中と戦後」。
- (3) 丸田孝志『革命の儀礼——中国共産党根拠地の政治動員と民俗』汲古書院、2013年。
- (4) 周俊宇『党国与象徴——中華民国国定節日的歴史』台北：国史館、2013年。
- (5) 国民暦とそこに記載された記念日については、丸田孝志「近現代中国の暦書と通書」、京都大学人文科学研究所「現代中国文化の深層構造」共同研究班、2013年11月22日、を参照した。
- (6) 「中国国民党第三屆中央執行委員会第二十次常務會議記錄」(1929年7月1日)中国第二歴史檔案館編『中国国民党中央執行委員会常務委員会會議錄』桂林：広西師範大学出版社、

- 2000年、第8冊418・424-454頁、「国民政府訓令第五九二号」(1929年7月13日)『国民政府公報』第217号、1929年7月16日。
- (7)「中国国民党第三届中央執行委員会第一〇〇次常務會議紀錄」(1930年7月10日)『中国国民党中央執行委員会常務委員会會議録』第12冊201頁、「国民政府訓令第四三五号」(1930年7月31日)『国民政府公報』第535号、1930年8月1日。
- (8)「中華民國国民政府指令第一〇八三号」(1928年10月6日)『国民政府公報』第98期、1928年10月、「内政部公布孔子紀念日」『申報』1928年10月8日。
- (9)「学校学年学期及休假日期規程」(1929年6月21日)『教育部公報』第1卷第7期、1929年7月。
- (10) 第四届中央執行委員会常務委員会第123次會議(1934年5月31日)。中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「中国国民党中央執行委員会第一二三次常務會議紀錄」4.3/142.1。
- (11) 第四届中央執行委員会常務委員会第128次會議(1934年7月5日)。中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「中国国民党中央執行委員会第一二八次常務會議紀錄」4.3/147.1。
- (12)「国民政府訓令第五〇二号」(1934年7月23日)『国民政府公報』第1496号、1934年7月25日。ただし日付については、1944年に国民参政会が「孔子の誕生日は陽曆に換算すれば10月6日であり、現在8月27日を誕生日としているのは理に合わない」として変更を提案したが、教育専門委員会で検討の結果、陽曆8月27日の記念日がすでに浸透している、陽曆への換算については諸説あるためまた変更することになると都合が悪い、といった理由で却下された。教育専門委员会主任陳布雷→国防最高委員会、国專教字第294四八号、1945年1月10日、中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵国防檔案「三届三次参政会建議請明令以十月六日為孔子誕辰」003/2927。
- (13)「国民政府訓令第四〇二号」(1929年5月27日)『国民政府公報』第177号、1929年5月29日。
- (14)「国民政府訓令第一一一四号」(1929年11月18日)『国民政府公報』第324号、1929年11月20日。
- (15)「国民政府訓令第九三号」(1930年2月17日)『国民政府公報』第399号、1930年2月19日。
- (16)「国民政府訓令第二八八号」(1930年5月19日)『国民政府公報』第474号、1930年5月21日。
- (17)「中国国民党第三届中央執行委員会第一六三次常務會議紀錄」(1931年10月8日)『中国国民党中央執行委員会常務委員会會議録』第16冊370頁。
- (18)「中国国民党第四届中央執行委員会第三十六次常務會議紀錄」(1932年9月1日)『中国国民党中央執行委員会常務委員会會議録』第18冊169-172頁。
- (19)「函中央宣傳委員会(附一件)」(1933年3月3日)『中央党務月刊』第55期、1933年2月。
- (20)「社問研究会理監事就職」『申報』1936年12月28日、「漢記者会建議規定復興節」『申報』1936年12月29日、「蘇省党特派員會議」『申報』1936年12月31日。
- (21) ただし1949年の『国民曆』は雲南起義記念日の代わりに民族復興節を記載している。周俊宇は、同日に併催された記念日の中でも、戦後初期には民族復興節が強調されたとしている。前掲周俊宇『党国与象徴』174頁。
- (22)「今日各界举行新生活運動一週紀念」『申報』1935年2月19日。



- (23) 「行都今日両紀念会 上午紀念總理逝世十五週年 晩間挙行精神総動員週年紀念」『中央日報』（重慶）1940年3月12日。
- (24) 「慈幼会定「四四」為兒童節」『申報』1931年3月7日。
- (25) 中国国民党中央執行委員会秘書処→国民政府文官処、公函第7375号、1931年4月24日、国史館所蔵国民政府檔案「兒童節案」001000004718A。
- (26) 「兒童節紀念辦法」『教育部公報』第3卷第32期、1931年8月23日。
- (27) 「京滬教育界提倡六月六日為教師節」『申報』1931年6月6日。
- (28) 「教育部指令第三八四七号」（1932年6月1日）『教育部公報』第4卷第23・24期、1932年6月19日。
- (29) 「教育部電第六六一三号」（1934年6月5日）『教育部公報』第6卷第23・24期、1934年6月17日。
- (30) 第四屆中央執行委員会常務委員会第150次會議（1934年12月6日）。中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「中国国民党中央執行委員会第一五〇次常務會議紀錄」4.3/170.1。
- (31) 「教部規定孔子誕辰為教師節 本年八月二十七日實行」『申報』1939年6月22日。
- (32) 「中央衛生會議第二日」『中央日報』（南京）1929年2月25日。
- (33) 「昨日全国医薬団体代表大会」『申報』1929年3月18日。
- (34) 「滬中医界「三一七」紀念大会」『申報』1930年3月18日。
- (35) 馬光仁「劉焜生事件与記者節」『新聞研究資料』第54輯、1991年9月。
- (36) 「政院通令保護新聞事業人員」『申報』1933年9月2日。
- (37) 「杭記者会籌備慶祝記者節」『申報』1934年8月25日。
- (38) 「各地挙行記者節慶祝会」『申報』1934年9月2日。
- (39) 「中華民國国民政府令第一四二二号」（1928年4月7日）『国民政府公報』第47期、1928年4月。以後の總理逝世紀念日の植樹行事については、陳蘊茜「植樹節与孫中山崇拜」『南京大學學報（哲学・人文科学・社会科学版）』第43卷第5期、2006年9月、が詳細に論じている。
- (40) 「内政教育部会呈第十八号」（1930年2月26日）『教育部公報』第2卷第10期、1930年3月9日。
- (41) 「国民政府第六十八次國務會議議事紀錄」（1930年3月21日）、「国民政府第六十九次國務會議議事紀錄」（1930年3月28日）中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「国民政府國務會議紀錄第六六至第七四次（十一）」00.8/9。
- (42) 興中会が広州蜂起を計画したのは1895年の陰曆9月9日（陽曆10月26日）だが、1929年に「革命紀念日簡明表」・「革命紀念日紀念式」が公布された際、總理第一次起義紀念日は陽曆9月9日とされた。先師孔子誕辰紀念日の例にも見られるように、陰曆の日付を陽曆に移して紀念日とするのは、陽曆使用を推進したこの時期の国民党政権が多用した手法である。前掲小野寺史郎『国旗・国歌・国慶』第9章「曆の上の革命」も参照。
- (43) 「下月六日之首屆民族掃墓節 邵元冲戴季陶等將赴陝 林主席如有暇亦擬親往」『中央日報』（南京）1935年3月23日。
- (44) 第四屆中央執行委員会常務委員会第188次會議（1935年9月12日）。中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「中国国民党中央執行委員会第一八八次常務會議紀錄」4.3/206.1。
- (45) 「第三十八次會議」（1937年3月11日）中央委員会秘書処編印『中国国民党第五屆中央執

- 行委員会常務委員会會議紀錄彙編』出版地不詳：中央委員會秘書處、出版年不詳、130頁。
- (46) 「第七十次會議」(1938年3月1日)『中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會會議紀錄彙編』190・191頁、「國民政府訓令渝字第七七号」(1938年3月7日)『國民政府公報』渝字第30号、1938年3月12日。
- (47) 「肇和兵艦起義意義重大擬請決定单独紀念案(提案第五十号)」中国国民党文化傳播委員會党史館所藏中央執行委員會檔案「各項紀念日期改訂辦法之研究草案」5.3/161.22。
- (48) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第一七三次會議紀錄」(1941年4月16日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第33冊249-250頁。
- (49) 党務委員會→外交部、箋、1939年3月21日、中国国民党文化傳播委員會党史館所藏中央執行委員會檔案「總理逝世紀念儀式應否變更案」5.3/136.17。
- (50) 外交部→党務委員會、公函、1939年8月23日、外交部→党務委員會、公函、1939年11月17日、中国国民党文化傳播委員會党史館所藏中央執行委員會檔案「總理逝世紀念儀式應否變更案」5.3/136.17。
- (51) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第一三六次會議紀錄」(1939年12月14日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第27冊453-454頁。
- (52) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第一六一次會議議事日程」『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第31冊241-242・255-260頁、「第一六一次會議」(1940年10月28日)『中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會會議紀錄彙編』636頁。
- (53) 「修訂革命紀念日日期表簽註意見」中国国民党文化傳播委員會党史館所藏中央執行委員會檔案「修訂各項紀念日期及紀念辦法案」5.3/182.19。
- (54) 「第一九二次會議」(1942年1月5日)『中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會會議紀錄彙編』815頁。
- (55) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第一九七次會議紀錄」(1942年3月16日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第34冊287-289頁。
- (56) 「第二〇四次會議」(1942年6月22日)『中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會會議紀錄彙編』895-898頁、「國民政府訓令渝文字第七一一号」(1942年7月7日)『國民政府公報』渝字第481号、1942年7月8日。「國定紀念日日期表」に孔子誕辰が記載されたため、それまで先師孔子誕辰記念日の内容を規定していた「先師孔子誕辰紀念辦法」も廃止された。「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第二一一次會議紀錄」(1942年9月21日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第35冊175頁。
- (57) 「第二七二次會議」(1944年12月11日)『中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會會議紀錄彙編』1291頁。
- (58) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第八三次會議紀錄」(1938年6月30日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第23冊116・117頁、「國民政府訓令渝字第三五四号」(1938年7月4日)『國民政府公報』渝字第63号、1938年7月6日。
- (59) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第一四六次會議紀錄」(1940年5月2日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第29冊426頁、「國民政府訓令渝文字第四一八号」(1940年5月7日)『國民政府公報』渝字第256号、1940年5月11日。
- (60) 「中国国民党第五屆中央執行委員會常務委員會第二一三次會議紀錄」(1942年10月19日)『中国国民党中央執行委員會常務委員會會議錄』第35冊197-198頁。
- (61) 越南南圻華僑救國總會→國民政府、代電、1939年8月10日、国史館所藏國民政府檔案

- 「八一四空軍節」001000004720A。
- (62) 「国民政府訓令渝字第六一〇号」(1939年10月27日)『国民政府公報』渝字第202号、1939年11月4日。川島真「台湾の光復と中華民国」佐藤卓己、孫安石編『東アジアの終戦記念日——敗北と勝利のあいだ』筑摩書房、2007年、186頁は「日本が降伏を決めた八月十四日は空軍節とな」ったとしているが、誤解であろう。
- (63) 「国民政府訓令渝文字第六四三号」(1940年7月17日)『国民政府公報』渝字第277号、1940年7月24日。なお、1942年の『国民暦』にのみ、1938年の「各項記念日暫行帰併挙行日期表」で停止されたはずの北平民衆革命記念日、清党記念日、総理広州蒙難記念日、総理倫敦蒙難記念日、肇和兵艦挙義記念日、鄧鏗・胡漢民・陳其美・廖仲愷・朱執信・黃興の殉国・逝世記念日に加え、青年節(5月4日)やこの防空節まで記載されている。前後の年にはいずれも記載がないため、1942年の『国民暦』編集にあたっては何らかの手違いが生じた可能性が高い。
- (64) 謝海華編著『紀念節日手冊』上海：独立出版社、1948年、128-129頁。
- (65) 「直接稅処挙行五週年紀念」『中央日報』(重慶)1941年7月2日。
- (66) 「国民政府訓令渝文字第五五三号」(1942年5月20日)『国民政府公報』渝字第467号、1942年5月20日。
- (67) 前掲謝海華編著『紀念節日手冊』47-48頁。ただ、新兵役法の頒布は1943年3月15日であり、3月1日は1936年に旧兵役法を施行した日付である。
- (68) 「中央執行委員会常務委員会第十次會議録」(1926年3月5日)京都大学人文科学研究所所蔵胡漢明文書。
- (69) 「各地慶祝童軍節」「本市童子軍慶祝童軍節」『申報』1936年3月16日。
- (70) 「陪都童子軍慶祝童軍節」『申報』1942年3月6日。
- (71) 内政部部長周鍾嶽、社会部部长谷正綱、教育部部長陳立夫→行政院院長蔣〔介石〕、副院長孔〔祥熙〕、呈、1942年11月5日、国史館所蔵内政部檔案「核定三月五日為童軍節四月五日為音樂節六月六日為工程師節一案」026000012451A。
- (72) 茅盾「祝第一屆戲劇節」『申報』(香港)1938年10月10日。
- (73) 中華全国戲劇界抗敵協會編輯「中華民國卅三年戲劇節紀念特刊」『中央日報』(重慶)1944年2月15日。
- (74) 「紀念五四運動 青年團決号召全国擴大發動 請中央定每年五四為青年節」『中央日報』(重慶)1939年4月15日。
- (75) 「青年節日期正在会商中 五四不舉行紀念」『中央日報』(重慶)1942年4月29日。
- (76) 「青年節定三月廿九日」『中央日報』(重慶)1943年7月30日。
- (77) 「第二五〇次會議」(1944年3月6日)『中国国民党第五屆中央執行委員会常務委員会會議紀錄彙編』1169頁。なお、翌年の第六次全国代表大会でも5月4日を青年節とする提案があり、却下されている。中央秘書処→包曾芑、箋、1945年11月22日、中国国民党文化傳播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「請改定「五月四日」為中国青年節案」6.3/26.12。
- (78) 前掲周俊宇『党国与象徴』102-111頁。
- (79) 「全国美術会挙行年会」『申報』1940年5月20日。
- (80) 「美術節特刊」『中央日報』(重慶)1944年3月25日。
- (81) 「記首屆詩人節」『中央日報』(重慶)1941年5月31日。
- (82) 「国民体育會議決案」『申報』1940年10月31日。

- (83) 「湖南省教育庁訓令未四字第六九二九八号」(1942年8月4日)『湖南教育』第31・32期合刊、1942年8月31日。
- (84) 「湖南省教育庁訓令未鳳四通字第一八一号」(1943年7月10日)『湖南教育』第43・44期合刊、1943年8月。
- (85) 陳惠恵「国民党对社会時間的利用与制作——民国農民節研究」『江西師範大学学報(哲学社会科学版)』第42卷第6期、2009年12月、王叢叢「表彰与規訓——南京国民政府時期的農民節」『甘肅社会科学』第202期、2013年1月。
- (86) 「農政會議昨日閉幕」『中央日報』(重慶)1941年3月19日。
- (87) 「今日農民節」『中央日報』(重慶)1942年2月5日。なお、1942年の立春は2月4日である。
- (88) 「第二六五次會議」(1944年9月18日)、「第二六八次會議」(1944年10月30日)『中国国民党第五届中央執行委員会常務委員会會議紀錄彙編』1247・1262-1263頁。
- (89) 「今日農民節」『中央日報』(重慶)1945年2月4日。1943・1944年の立春はいずれも2月5日だったため、問題とならなかった。
- (90) 陳惠恵「戦時国民政府歌詠宣伝方式考察」『宜賓学院学報』第10卷第9期、2010年9月。
- (91) 「紀念音楽節」『中央日報』(重慶)1943年4月4日。
- (92) 「今日紀念文藝節 文協挙行七週年会」『中央日報』(重慶)1945年5月4日。
- (93) 文天行、王大明、廖全京編『中華全国文藝界抗敵協會資料匯編』成都：四川省社会科学出版社、1983年、502-503頁を参照。
- (94) 「中国国民党第六届中央執行委員会常務委員会第二七次會議紀錄」(1946年4月8日)『中国国民党中央執行委員会常務委員会會議録』第38冊258頁。
- (95) 「總統令」(1948年9月8日)『總統府公報』第95号、1948年9月8日。
- (96) 佐藤卓己『八月十五日的神話——終戦記念日のメディア学』筑摩書房、2005年、川島真「「抗日勝利日」——歴史記念日の揺らぎ」『中国研究月報』第59巻第8号、2005年8月、川島真「戦争をめぐる記念日の「歴史認識」——東アジアの敗戦・終戦記念日」『本——読書人の雑誌』第30巻第9号、2005年9月、前掲佐藤卓己、孫安石編『東アジアの終戦記念日』などを参照。
- (97) 中央執行委員会秘書処→中央宣伝部、函、1947年6月24日、中国国民党文化伝播委員会党史館所蔵中央執行委員会檔案「「九三」為勝利紀念日案」6.3/46.7。
- (98) 中華民國では、1955年に各種の軍事関係記念日を統合し、9月3日を「軍人節」とした。前掲周俊宇『党国与象徴』175頁。
- (99) 国防部部長白崇禧→主席蔣〔介石〕、呈、1947年7月12日、国史館所蔵国民政府檔案「七七陸軍節」001000004712A。
- (100) 「国民政府訓令処字第一〇三五号」(1947年9月25日)『国民政府公報』第2939号、1947年9月26日。
- (101) 「總統令」(1948年10月1日)『總統府公報』第115号、1948年10月1日、「總統訓令統(一)字第九九号」(1948年10月1日)『總統府公報』第116号、1948年10月2日、「連合国日 總統命令規定为国定記念日」『中央日報』(南京)1948年10月2日。
- (102) 「潘公展李石曾等聯名呈請定八月八日為父親節」『申報』1946年7月29日。
- (103) 「父親節暫緩核定」『申報』1946年12月14日。
- (104) 「昨肇和起義紀念日 海員熱烈慶祝」『文匯報』1945年12月6日。
- (105) 「台湾省各級学校学年学期假期劃一辦法」(1945年12月)『台湾省行政長官公署公報』第

2巻第3期、1946年1月25日。

- (106) 「台湾省行政長官公署代電致西巧署人字第三五〇六六号」(1946年10月18日)『台湾省行政長官公署公報』冬字、1946年10月19日。
- (107) 「台湾光復週年紀念 主席夫婦出席主持」『申報』1946年10月25日。
- (108) 「国定紀念日表」『宣傳週報』第48期、1953年6月26日、「紀念節日辦法訂定」『宣傳週報』第2巻第15期、1953年10月9日。前掲周俊宇『党国与象徴』168頁も参照。
- (109) 「全国商聯会大会通過 擁護主席八項主張 定十一月一日為商人節」『申報』1946年11月2日。
- (110) 「工協代表会統開大会 重要提案均通過」『申報』1946年11月11日。
- (111) 「慶祝第一屆工業節特刊」『申報』1947年11月11日。
- (112) 「首都司法界紀念司法節」『中央日報』(南京)1947年1月12日、『申報』1947年1月12日。  
なお、居正が司法院副院長に任命されたのは1931年12月29日のため、1月11日に実際に着任したという意味かと思われる。
- (113) 「今日郵政節 郵局照常辦公」『中央日報』(南京)1947年3月20日、「南京電」『申報』1947年3月20日。
- (114) 「四月十五日定為漁民節」『文匯報』1947年4月17日。
- (115) 「船聯通過議案百餘件 要求設海事法廷 定七三為航海節」『申報』1947年7月5日。
- (116) 上海電信局業務処主編「慶祝電信紀念日特刊」『申報』1947年12月28日。
- (117) 「三三戰車兵節 徐平駐軍分別慶祝」『中央日報』(南京)1948年3月4日、「首屆戰車兵節 第三團在平開會慶祝」『申報』1948年3月4日。
- (118) 「本市簡訊」『申報』1949年3月1日。
- (119) 編者〔賈猷先〕「釈醫師節的意義与展望」『中央日報』(南京)副刊『医声』第97期、1948年11月12日。
- (120) 1951年3月14日、行政院第176次會議で西安事變の日を憲兵節と定めた。「憲兵司令部盛大集會 昨慶祝憲兵節」『台北新生報』1951年12月13日。
- (121) 1952年10月21日に開かれた僑務會議で決定され、翌年より挙行された。海外出版社編『第一屆華僑節』台北：海外出版社、1953年。
- (122) 「宣傳業務通訊」『宣傳週報』第3期、1952年8月13日、「紀念日(或節日)紀念辦法」「紀念節日辦法訂定」『宣傳週報』第2巻第15期、1953年10月9日。前掲周俊宇『党国与象徴』166-168頁も参照。